

○弘前市議会図書室規程

平成18年3月10日
弘前市議会訓令第2号

(図書室の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第19項の規定により、弘前市議会に議会図書室（以下「図書室」という。）を置く。

(管理)

第2条 図書室は、議長が管理する。

(職員)

第3条 図書室に次の職員を置く。

(1) 室長 1人

(2) 書記 若干人

2 室長には、議会事務局長をもって充て、書記には、議会事務局職員の中から、議長がこれを命ずる。

3 室長は、議長の命を受け、図書室の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

4 書記は、上司の命を受け、図書の受入れ、整理、保存、貸出しその他の庶務に従事する。

(備付図書の範囲)

第4条 図書室には、次の図書を備え付ける。

(1) 法第100条第17項の規定により送付を受けた官報その他の政府刊行物

(2) 法第100条第18項の規定により送付を受けた県報その他の県刊行物

(3) 議案、会議録及び委員会記録

(4) 全国市議会議長会の刊行物

(5) 地方自治行政に関する刊行物

(6) 他公共団体の適当な刊行物

(7) 一般単行図書、新聞、雑誌等

(開室)

第5条 図書室の開室時間は、議会事務局職員の執務時間による。ただし、やむを得ない理由がある場合及び図書の整理期間中は、図書室の利用を停止する。

(一般の利用)

第6条 図書室は、議会議員の調査研究に支障を及ぼさない限り、一般にこれを利用させ

ることができる。

(閲覧)

第7条 図書の閲覧は、室内閲覧及び室外閲覧とする。

(室外閲覧できる者の範囲)

第8条 室外閲覧は、次に掲げる者に限る。

- (1) 議会の議員
- (2) 議会事務局の職員
- (3) 室長において特に許可した者

(室外閲覧図書の制限)

第9条 次に掲げる図書は、室外閲覧をすることができない。

- (1) 第4条第1号から第4号までに掲げる図書
- (2) その他室長において室外閲覧を不相当と認める図書

(室内閲覧)

第10条 図書を室内で閲覧しようとする者は、職員に申し出なければならない。

(室外閲覧)

第11条 図書を室外で閲覧しようとする者は、職員に申し出、図書貸出カードに所定の事項を記入して、貸出しを受けなければならない。

- 2 室外で閲覧することができる図書は、1回2冊以内とし、その期間は、10日以内とする。ただし、室長において特別の事情があると認める場合は、冊数を増し、又は閲覧期間を延長することができる。
- 3 室外閲覧中の図書を返納しない者は、新たに貸出しを受けることができない。

(閲覧図書の取扱い)

第12条 閲覧図書は、他人に転貸してはならない。

- 2 図書は、丁寧に取り扱い、切り取り又は加筆してはならない。

(返納)

第13条 閲覧を終了した図書は、直ちに返納しなければならない。

- 2 室長は、室外閲覧の期間中でも特に必要な事情があるときは、返納を求めることができる。

(汚損図書の補修又は紛失の届出及び弁償)

第14条 図書を汚損したときは、補修して返納しなければならない。

- 2 図書を紛失したときは、その旨を室長に届け出て、同一図書又は相当代価をもって弁償しなければならない。

(整理保存)

第15条 図書は、受入年月日順に図書台帳に登録しなければならない。ただし、第4条第

- 1号及び第2号の刊行物並びに雑誌等は、この限りでない。
- 2 図書は、日本十進分類法によって整理し保管する。
- 3 すべて図書には、「弘前市議会蔵書之印」を押す。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成20年9月2日弘前市議会訓令第1号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日弘前市議会訓令第1号)

この訓令は、公表の日から施行する。